中国における特許権の保護
Patent Enforcement in China

2008年7月29日

弁護士　杜少輝
北京徳琦知識産権代理有限公司
DEQI Intellectual Property Law Corporation

中国における特許権の保護

1、特許権侵害における警告状

2、特許権侵害に対する救済ルート

3、特許権侵害の民事救済

4、特許権侵害の実体問題

中国における特許権の保護

・ 《案例》　　ー外国のA社　vs.　中国M地のC社 ー（B社：専用実施権者）

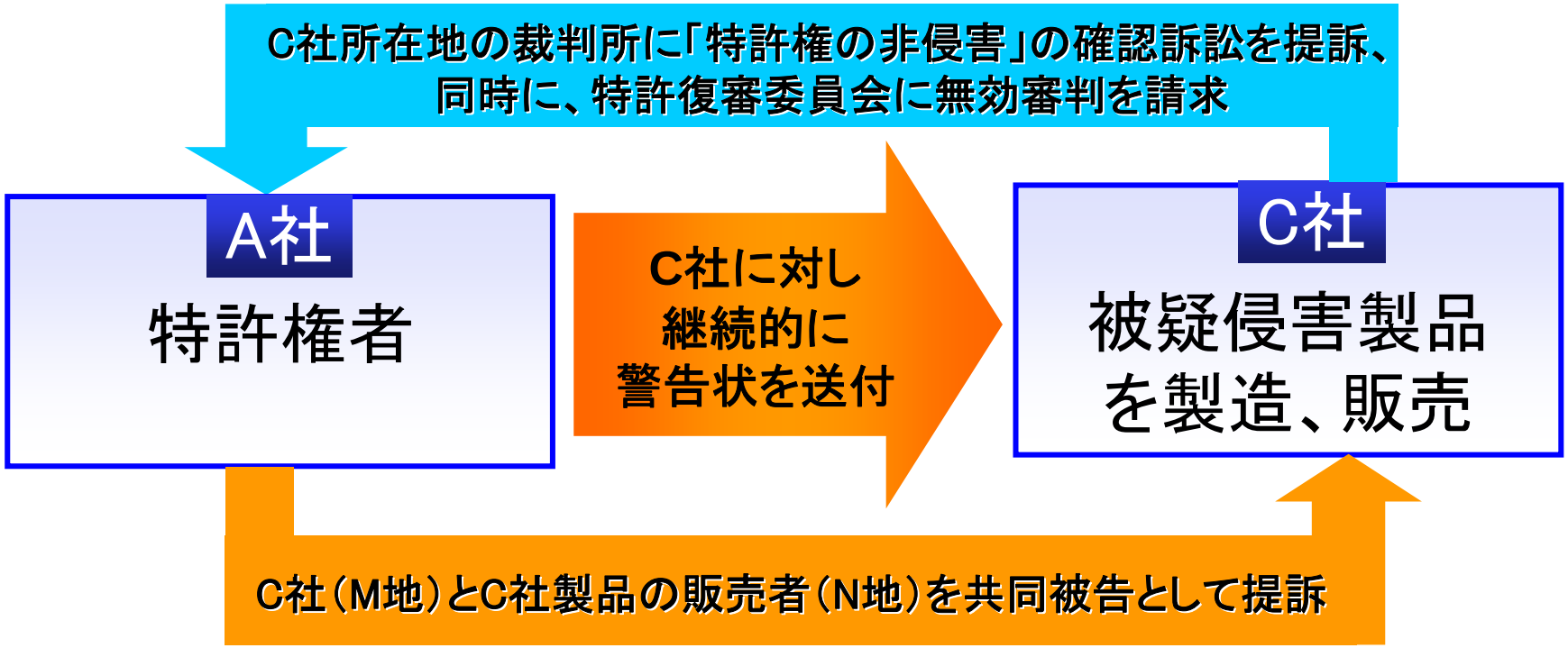

- 事件が同じ事実に係るため、併合審理。
- 訴訟中に、無効審判がまだ審理中。---裁判所の審理を中止

中国における特許権の保護

- 特許権侵害における警告状
- 特許権侵害に対する救済ルート
- 特許権侵害の民事救済
- 特許権侵害の実体問題

警告状送付の効果

警告状の受取人に

特許権侵害のリスクを告知

製造元に

侵害製品の発売を影響又は阻止

販売元又は使用元に

主観的に過失があることを証明
（損害賠償の根拠）

特許権侵害における警告状

警告状送付のタイミング

権利者の目的による

- 侵害製品の生産開始又は発売の際
- 侵害製品の生産拡大の際
- 侵害者が株式市場に上場の際
- 侵害者が重要なクライアントとビジネス提携、技術協力又はライセンスを交渉する際

警告状送付についての注意事項

- 特許権の安定性について初歩の検索及び評価の有無
- 侵害行為及び侵害製品（初歩証拠有り）を決定したか
- 特許権侵害の信用できる初歩分析があるか
- 十分な証拠及び起訴の書類を準備できたか

警告状のリスク評価 → 無効審判の請求

警告状のリスク評価 → 「特許権の非侵害」の確認訴訟の提訴

中国における特許権の保護

- 特許権侵害における警告状
- 特許権侵害に対する救済ルート
- 特許権侵害の民事救済
- 特許権侵害の実体問題

特許権侵害に対する救済ルート

民事救済

- 処理手続が明確
- 処理機関が中級裁判所、裁判官の経験が豊富
- 侵害差止め、損害賠償、信用回復等の判決権がある
- 差止めの仮処分·財産保全·証拠保全の裁定権がある
- 被告所在地、侵害行為実施地又は侵害結果発生地の裁判所を選択可能

特許権侵害に対する救済ルート

行政救済

比較的大きな都市に設立された特許行政管理機関

- 処理が迅速
- 職権による調査、証拠収集
- 権利者に要求される証拠提出量が比較的に少
- 自分の管轄区内の侵害行為しか処理できない
- 損害賠償及び他の民事責任の決定権限はない

特許権侵害に対する救済ルート

行政救済VS. 民事救済

選択の考慮

- 被告の規模及び現地での影響力
- 侵害行為に対する証拠の把握
- 損害賠償も合わせて処理するか
- 差止めの仮処分、財産保全などの保護措置を取るか
- 管轄権選択が必要か

中国における特許権の保護

- 特許権侵害における警告状
- 特許権侵害に対する救済ルート
- 特許権侵害の民事救済
- 特許権侵害の実体問題

特許権侵害訴訟の提起主体とは？

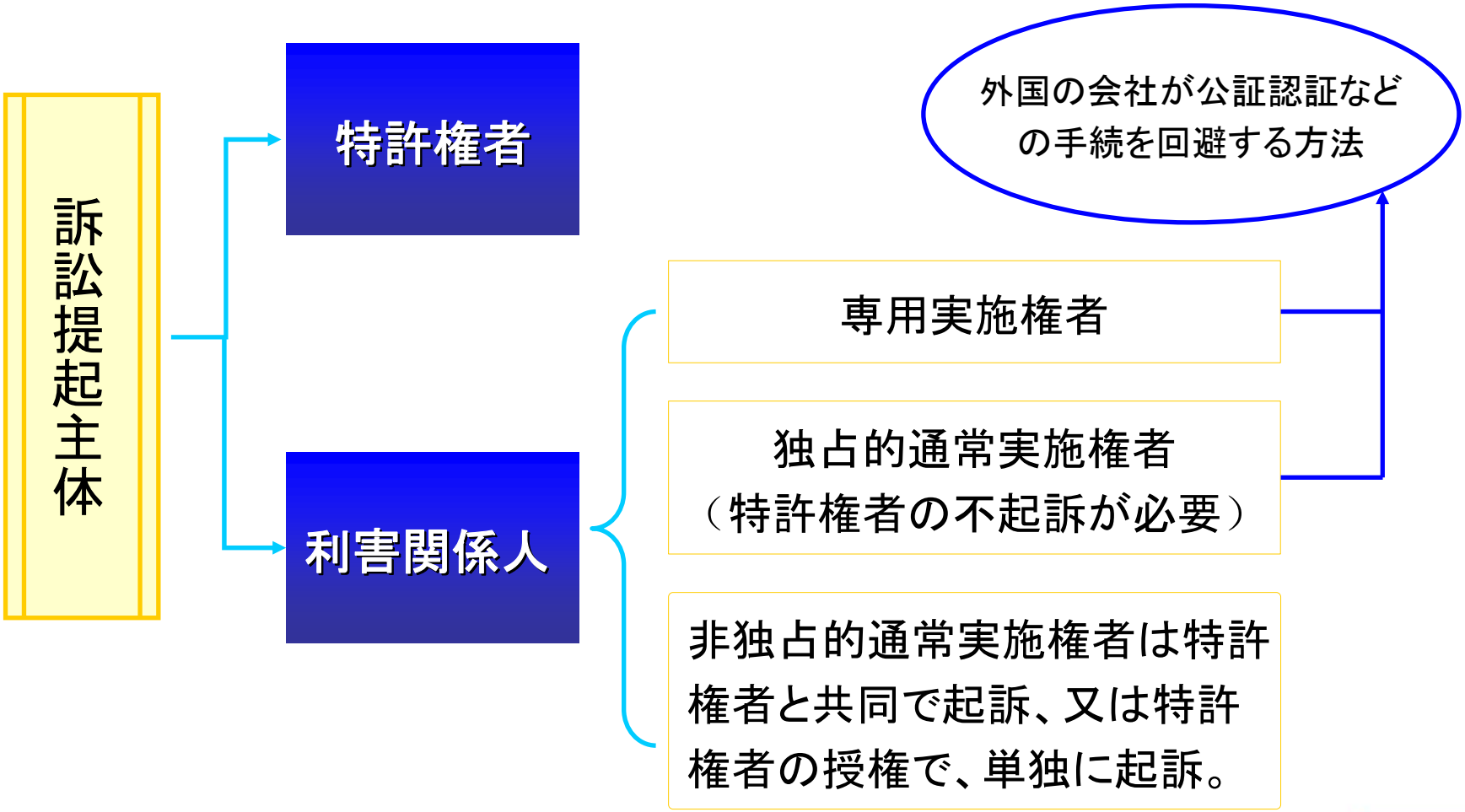

起訴される侵害行為とは？

許諾を受けずに

- 特許製品を製造/販売/輸入
- 特許製品又は特許方法を使用
- 特許製品の販売の申し出

意匠には左記の侵害行為がない

特許法の3回目改正案:

- 「販売の申し出」は侵害行為に追加
- 「使用」行為は侵害行為ではない

起訴される者とは？

起訴される者

- 直接侵害者 → 侵害行為を直接に実施する者
- 間接侵害者 → 侵害行為を直接に実施していないが、侵害教唆又は幇助を実施する者
  - 侵害幇助
  - 侵害教唆

侵害訴訟に関連する裁判所システム

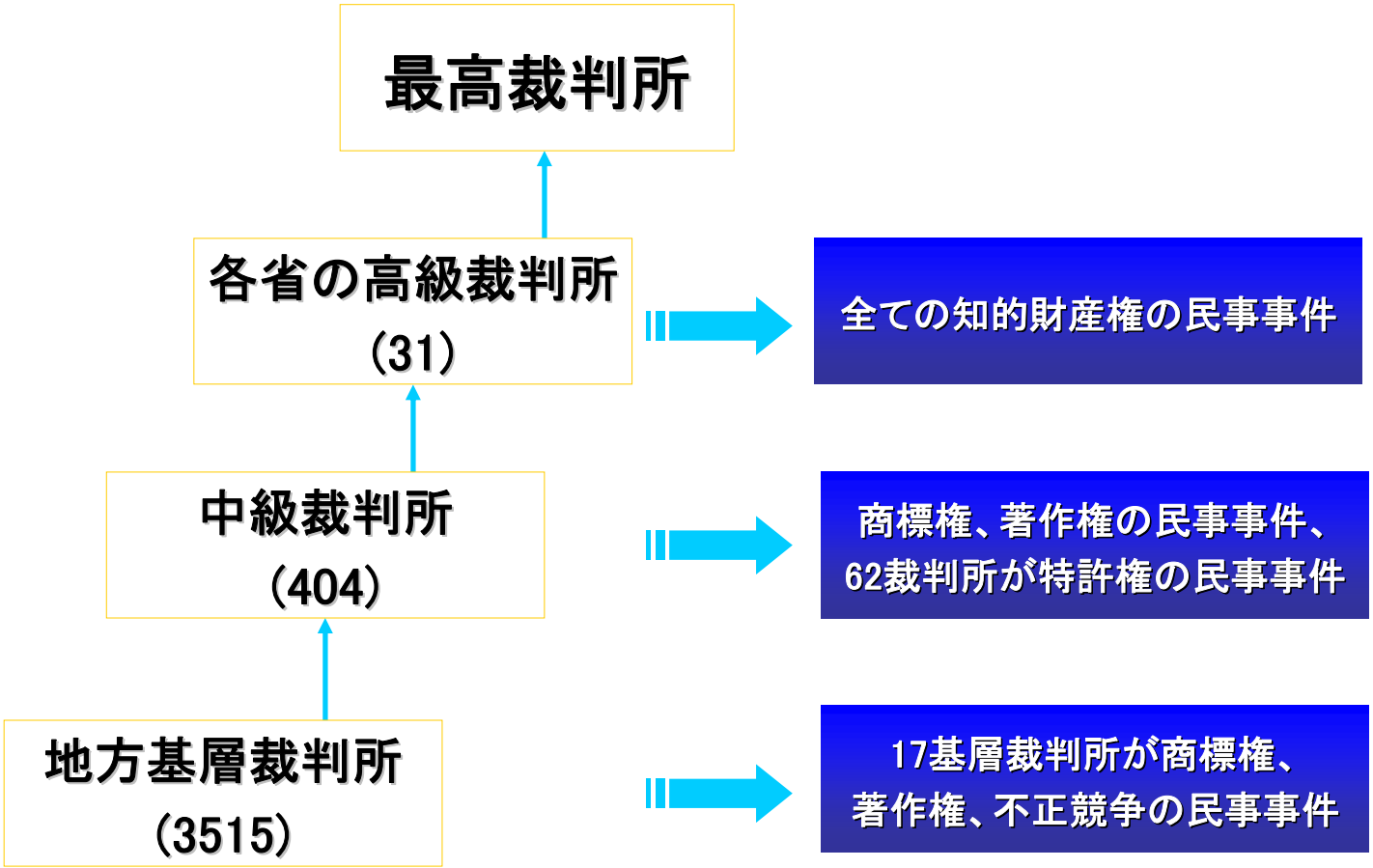

管轄裁判所の選択

管轄権のある裁判所

- 被告住所地の裁判所
- 侵害行為地の裁判所
  - 侵害行為実施地の裁判所
  - 侵害結果発生地の裁判所
  - 製造元だけを起訴、製造地と販売地が異なる場合、製造地の裁判所で管轄
  - 製造元と販売元を共同被告にする場合、販売地の裁判所に管轄権がある

立証責任

通常、特許権者（原告）が立証責任を負う

- 特許権の有効、侵害行為、損害賠償額

新製品の製造方法をめぐる特許権侵害紛争

- 原告側は特許方法に対応する製品が新製品であることを証明
- 被告側は製造方法が特許方法と違うことを証明

販売元又は使用元が損害賠償責任を免除するために、

- 販売、使用の製品が侵害製品と認識していないことを証明
- 製品の合法的な出所(合法的なルート·合理的な価格)を証明

侵害事実の証拠

- 広告（テレビ、新聞など）、宣伝（会社のホームページ）
- 販売契約、侵害製品、領収書又はレシート、侵害製品の仕様書など
- 当事者間の書簡、電子メールなど
- 証人証言又は書面陳述など
- 専門機関による特許権侵害の鑑定報告書
- 侵害製品に関する財務諸表、入出荷リストなど

特許権者（原告）による証拠収集の方法

自らの証拠収集又は弁護士による証拠収集

調査会社による証拠収集

行政機関による処理、調査、証拠収集

公証機関による証拠収集

裁判所による提訴前の証拠保全

裁判所による調査、証拠収集

→ 侵害製品が中間製品で、製造元又は組立側を被告に

→ 広告、宣伝、インターネット内容などの情報に係る場合、公証機関の協力が必要

特許権侵害の民事救済

訴訟前（訴訟中）の差止めの仮処分

書面で差止め請求の提出

侵害可能性の分析
（侵害製品、特許製品と侵害製品の対比分析）

補填不能な損害の証拠

担保；担保額は、生産規模、販売収入、実際の損失
（差止めの仮処分は被告の逆担保による解除が不能）

提訴前の差止めの仮処分について、特許権者は15日以内に訴訟を提起。
普通、差止めの仮処分の効力は終審判決の執行まで維持。
（裁判所は具体的事情により期限決定可）。

普通、実用新案について、技術評価書を提出すべき

証拠保全

書面で、保全請求の提出
（起訴と同時に提出可）

証拠保全の理由
（証拠の隠匿、破壊、移転）

証拠の確実な情報の出所
（証拠の形態、持ち主、場所）

財産保全

損害賠償・給付の訴え

財産保全請求の提出

保全の財産の詳細情報
（例えば、銀行の口座、建物の所有権）

財産保全の範囲
（当事者の係争財産又は被告の財産）

将来の判決が執行不能･執行困難になる説明

担保(被告の逆担保で、財産保全の解除可能)

侵害訴訟審理の中止について

侵害訴訟中に、被告は答弁期間内に無効審判を請求し、裁判所に訴訟中止を申立る場合が多い

発明	訴訟を中止しない
実用新案又は意匠	訴訟を中止
実用新案又は意匠、無効審判で有効と判断された	訴訟を中止しない

原告、被告双方の証拠により、例外もある

賠償額の算出方法

1. 原告側が侵害行為によって受けた損失

侵害行為による自社製品の販売量の減少量×特許製品1個の利益
（減少量の決定が困難の場合、侵害製品の販売量×特許製品1個の利益）

2. 被告側が侵害行為によって得れた利益

侵害製品の販売量　X　侵害製品1個の利益（営業利益　OR　販売利益）

算出方法の選択

- 方法1、方法2のいずれかを採用し、賠償額を一時的に決定し、証拠交換の際に適宜調整
- 方法4の法定賠償額は、保守の傾向があるため、回避すべき

4. 法定賠償額

上記1～3のいずれの方法で、損害賠償額を決定できない場合、
裁判官が5000元～30万元の範囲で、賠償額を決定、最大50万元

中国における特許権の保護

- 特許権侵害における警告状
- 特許権侵害に対する救済ルート
- 特許権侵害の民事救済
- 特許権侵害の実体問題

特許権侵害の判定ステップ

1.特許請求の範囲を解釈して、その範囲を決定
2.解釈した特許請求の範囲を侵害製品と対比

請求の範囲の解釈手続が法律に規定されていないため、
実務上、上記二つのステップを混合･交差して使用

発明又は実用新案の請求の範囲の解釈

請求範囲に基づき、明細書及び図面を用いて、請求項を解釈

当業者のレベルで、客観的に解釈

請求項、明細書用語の解釈を統一

禁反言原則

解釈の重点：侵害製品と関連する技術的特徴

特許権侵害の実体問題

発明又は実用新案の侵害判断原則

オールエレメントルール

侵害製品の特徴はクレームに記載された特徴と一々対応

文言侵害

侵害製品の各特徴とクレームに記載された各特徴が同じ

均等論侵害 ← 禁反言原則

方法、機能及び効果が実質的に同じ、当業者が容易に想到

意匠の範囲の解釈

- 解釈対象：正常使用時に視認可能な意匠図
- 機能性意匠の排除
- 非意匠内容の排除
- 公知の先行意匠の排除

解釈原則

◎ 寛厳よろしきを得るように、範囲を解釈。
◎ 意匠図を解釈する場合、製品の設計可能な空間と結合して、統合的に考慮。
◎ 製品の設計可能な空間が比較的に大きい場合（e.g.新製品）、範囲を広くように解釈。
◎ 製品の設計可能な空間が比較的に小さい場合（e.g.冷蔵庫などの成熟製品）、範囲を狭くように解釈。

特許権侵害の実体問題

意匠権の侵害判断

FIAT「PANDA」（車のドア）

長城「精霊」（車のドア）

相違点	*FIAT「PANDA」*	*長城「精霊」*
矩形モールディングの幅	狭い	広い
モールディング、ドアハンドルの色とドア全体の色の一致性	不一致	一致
モールディングの位置	下の方	上の方

意匠権の侵害判断 － 同一又は類似

被疑意匠と登録意匠は全体的に同一又は類似であり、
消費者に誤認混同を生じさせる。

全体的に同一又は類似を判断するには、両意匠の全ての構成要素で形成される外観の感覚を全体的に対比
原告は「微細の変化」が両意匠の実質的同一の認定に影響を及ばないことを証明

被疑意匠に登録意匠の「新規な点」があるか？

1.原告側（権利者）は登録意匠の「新規な点」を証明
2.被告側は「新規な点」が公知のデザインであることを証明
3.審査中の書類で公知のデザインを判断できる

案例についてのレビュー

・ 《案例》 ー外国のA社 vs. 中国M地のC社 ー（B社：専用実施権者）

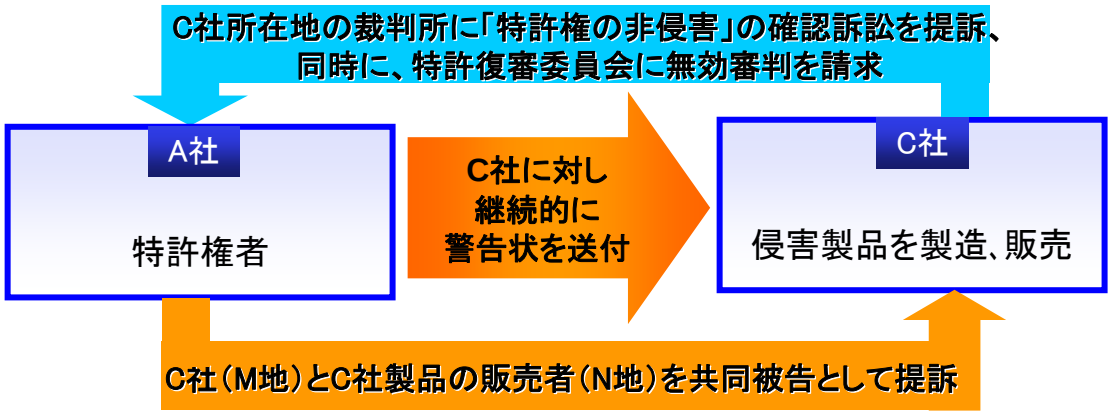

- 事件が同じ事実に係るため、併合審理。
- 訴訟中に、無効審判がまだ審理中。--裁判所の審理を中止

- 警告状の送付時、起訴の証拠及び書類を準備できたか？
- 公証認証の手続を回避するため、B社の名義で起訴するか？
- 警告状に対する回答を得られない場合、管轄権の選択チャンスを失わないために、速やかに起訴すべきか？

ご清聴ありがとうございました！

北京徳琦知識産権代理有限公司

DEQI Intellectual Property Law Corporation

ADD：中国北京市海淀区知春路1号学院国際ビル7階

TEL ： +86-10-8233-9088

FAX ： +86-10-8233-1881

E-mail ： mail@deqi-iplc.com

HP： http://www.deqi-iplc.com/